

広島県告示第六百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、五日市漁港フイッシャリーナ施設の使用料徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

平成二十年六月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

委 託 を 受 け た 者	名 称	住 所	委託した年月日 (委託期間)
	株式会社 ひろしま港湾管理センター	広島市南区宇品海岸一丁目一 三番一三号	平成二〇年六月二三日 (平成二〇年七月一日) 平成二二年三月三十一日